平成１９年（フ）第２６１９号
福岡市東区松田３丁目１番20号
破産者　テイーエヌビー株式会社
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１４１号
奈良市三条添川町２番28号
破産者　辻岡　良一
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第１７３４号
仙台市青葉区台原５丁目10番32号、開始決定時の住所仙台市青葉区上杉４丁目４番15号
破産者　嶺岸　　實
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第６２０号
埼玉県越谷市中島３丁目47番地
破産者　阿部　高吉
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第７０１号
埼玉県八潮市八潮８丁目12番地18
破産者　大場　直哉
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第１３０号
長野県飯田市上郷黒田252番地
破産者　倉田　利明
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１３号
長野県飯田市常盤町13番地
破産者　柴田　成實
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２０年（フ）第２８９８号
福岡市南区横手４丁目７番９―103号
破産者　宮地　輝之
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３０７６号
福岡県古賀市日吉１丁目15番22号、破産手続開始決定時の住所福岡県福津市中央１丁目３番１―204号
破産者　黒澤　　亘
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８８号
北海道恵庭市相生町318番地
破産者　村山　光夫
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２１号
北海道千歳市若草１丁目24番地の５
破産者　大福　康史
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１６４９号
神奈川県愛甲郡愛川町田代386番地の５
破産者　櫻井　敏子
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８０６号
横浜市戸塚区川上町497番地　川上団地17棟24号
破産者　本間　ミヨ
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１０号
福井市江守の里１丁目1708番地
破産者　ＭＡ総建こと　松本　　章
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３９６号
神戸市須磨区南落合２丁目２番508―407号、開始決定時の住所神戸市西区樫野台５丁目２番地Ｃ―1305号
破産者　杉山　義文
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成１９年（フ）第１２５６号
高知県吾川郡いの町小川柳野620番地、開始決定時の住所高知県吾川郡いの町6489番地12
破産者　筒井　一憲
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係